

電波利用環境委員会

報告(案)

CISPR の審議状況及びサンフランシスコ
会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR I 作業班

令和4年9月12日

目次

1	検討事項	3
2	委員会及び作業班の構成	3
3	検討経過	3
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について	3
5	CISPR 会議の開催概要等	4
6	総会対処方針	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針	5
(1)	A小委員会	5
(2)	B小委員会	5
(3)	D小委員会	5
(4)	F小委員会	5
(5)	H小委員会	5
(6)	I小委員会	5
8	検討結果	10

別添

1	基本的な対処方針	11
2	総会対処方針	11
3	各小委員会における対処方針	11
(1)	A小委員会	11
(2)	B小委員会	11
(3)	D小委員会	11
(4)	F小委員会	11
(5)	H小委員会	11
(6)	I小委員会	11

(参考資料) CISPR 規格の制定手順

(別表1) 電波利用環境委員会 構成員

(別表2) CISPR A作業班 構成員

(別表3) CISPR B作業班 構成員

(別表4) CISPR F作業班 構成員

(別表5) CISPR H作業班 構成員

(別表6) CISPR I作業班 構成員

別添 諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR サンフランシスコ会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及びCISPR各作業班の構成は別表1～7のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第17回 CISPR A作業班（令和4年9月12日）
- (2) 第21回 CISPR B作業班（令和4年8月29日）
- (3) 第6回 CISPR D作業班（令和4年9月6日）
- (4) 第22回 CISPR F作業班（令和4年9月16日）
- (5) 第13回 CISPR H作業班（令和4年9月1日）
- (6) 第13回 CISPR I作業班（令和4年9月12日）

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPRは、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和9年に設立された組織であり、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバ（注））である。

CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

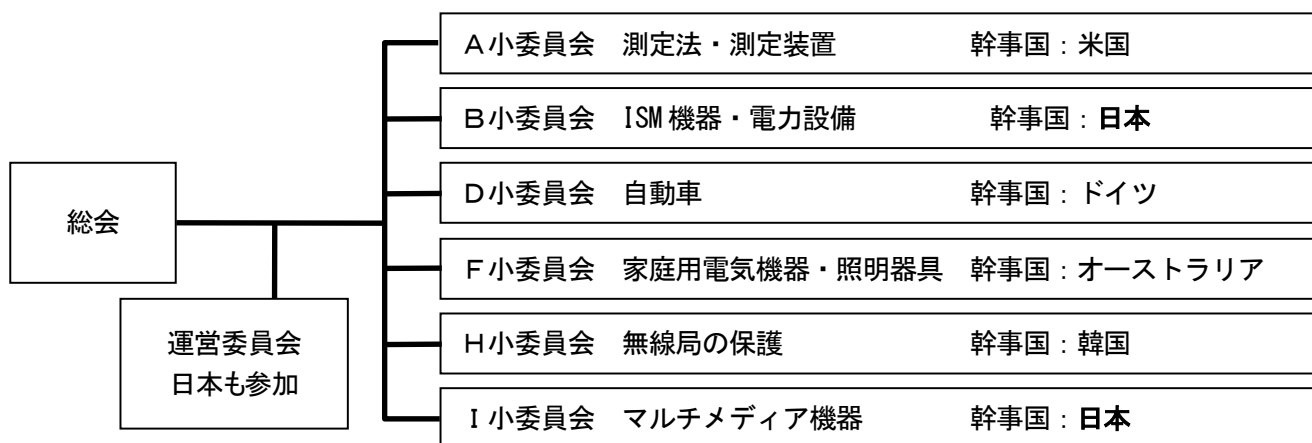
機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI協会】

（注）オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国（オーストリア、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナの18カ国はオブザーバ）

(2) 組織

CISPRは、年1回開催される全体総会とその下に設置される6つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（AHG）等が設置されている。

B小委員会及びI小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B小委員会及びI小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B小委員会	幹事 (Secretary)	徳田 寛和 (富士電機(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	尾崎 覚 (富士電機(株))
I小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニー(株))
	技術幹事(Technical Secretary)	雨宮 不二雄 (一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 全体総会は、令和4年10月27日から11月4日までの間、サンフランシスコ（米国）開催される予定である。（D小委員会についてはオースティン（米国）において、令和4年10月24日から10月27日までの間で開催）

我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から x x 名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項6及び7に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

7 各小委員会における審議状況と対処方針

- (1) A小委員会
- (2) B小委員会
- (3) D小委員会
- (4) F小委員会
- (5) H小委員会

- (6) I小委員会

(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

I小委員会では、情報技術装置、マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波（エミッション）及び妨害耐性（イミュニティ）に関する許容値及び測定法の国際規格の制定・改定を行っている。I小委員会には、第7メンテナンスチーム（MT7）及び第8メンテナンスチーム（MT8）が設置されており、MT7はエミッション要求事項（CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」等）を、MT8はイミュニティ要求事項（CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性－イミュニティ要求事項－」等）を担当している。なお、画像劣化の客観的な評価法（CISPR TR 29「テレビ放送受信機ならびに関連機器－イミュニティ特性－客観的な画像評価法－」）を所掌している第9メンテナンスチーム（MT9）は、2021年11月に開催されたI小委員会総会Web会議での決定に基づき、CISPR TR 29第2版の発行をもって解散した。



I小委員会（情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波・妨害耐性に関する規格を策定）

現在の主な議題は、CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」の改定、CISPR 35「マルチメディア機器の電磁両立性－イミュニティ要求事項－」の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおりである。

ア CISPR 32「マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－」の改定

(ア) 審議状況

令和元年10月にCISPR 32第2.1版が発行された後、第3版に向けたメンテナンス課題（13項目）の検討が進められている。なお、CISPR 32第3版は令和4年度末の発行を目指している。

13項目のうち主な検討項目とその概要は以下の通りである。

A. WPT機能を有するマルチメディア機器の許容値と測定法

第2.1版策定時のフラグメント5に相当する課題で、周波数30MHz以下の磁界強度許容値が議論の焦点となっている。許容値案として既存規格CISPR 14-1のIH調理器の許容値適用、EN 300 417の参照、CISPR 16-4-4に基づいて算出された許容値の提案が行われ合意に

至らなかった。そのため第3版に向けて引き続き検討が行われている。

現在、CISPR/I/655/CDが発行され、英国メンバがCISPR 16-4-4のモデルに従って算出した許容値案が記載されているが、汎用WPT機器向け許容値(CISPR 11)や家電機器向けWPTの許容値(CISPR 14-1)と大きく異なること、CISPR 16-4-4モデルを用いた許容値算出の考え方に関してH小委員会で議論中であることなど、各国から多数のコメントがあり、サンフランシスコ会議において対応が議論される予定である。

B. 放射妨害波測定における供試装置(EUT)電源ケーブルの終端条件設定

第2.1版策定時のフラグメント4に相当する課題で、マルチメディア機器のEMC適合性試験の1つである放射妨害波測定において、試験場におけるEUTへの電源供給点のインピーダンスの違いによる測定結果の大きな差異を無くし、異なる試験場間の測定結果の相関性を向上させる終端条件とその実現方法が検討されている。

EUT電源ケーブルの終端条件は必須の課題であるとの観点から、我が国はMT7の前身である第2作業班(WG2)における検討から主導的な立場で、終端を実現するデバイスとして電源ラインインピーダンス安定化回路網(VHF-LISN)の提案とその技術的妥当性の提示を行ってきた。

本案件はA小委員会が所掌している基本規格と密接に関係することから、平成29年4月に開催されたSC-I/WG2フェニックス中間会議での決定に基づいて、A小委員会とI小委員会との第6合同アドホックグループ(SC-A&I/JAHG6)において検討が進められている。なお本JAHG6の副コビーナにはI小委員会を代表して我が国のエキスパートが就任している。

平成31年4月に開催されたSC-A&I/JAHG6シンガポール中間会議での合意に基づいて実施された国際ラウンドロビンテスト(6か国、9試験場)を通じて、VHF-LISNの有効性が改めて確認されるとともに、英国が提案したデバイスについては詳細な仕様が必要との結論が得られた。現在、CISPR 16-1-4(放射妨害波測定用アンテナと試験場)にVHF-LISNを追加するための3回目のCD文書が発行され、これに対する各国コメントを反映したCDVの準備が進められている。サンフランシスコ会議ではCDV案について議論が行われる予定である。一方、CISPR 16-2-3(放射妨害波の測定法)に関しては、修正に向けたDC文書(CISPR/A/1266/DC)に対する各国コメントの検討が行われ、CD文書案の準備が進められている。

C. 設置場所測定法と許容値

設置場所測定とは、EUTの物理的なサイズの制約等により試験場での測定が行えない場合の代替手段として、EUTの最終設置場所等において妨害波を測定し許容値への適合確認を行う方法である。マルチメディア機器の分野では、大規模通信装置や印刷機などが適用例として挙げられる。

工場出荷時に設置場所測定法を適用して許容値への適合確認を行うことについて、B小委員会で検討が行われている。CISPR 32第2.1版では設置場所測定法はスコープ外となっていたが、B小委員会での動きに合わせて、I小委員会においても設置場所測定法の必要性が改めて確認され、CISPR 32第3版では、CISPR 16-2-3修正1を参照規格とし、典型的な試験場での試験が行えない場合に限り、オプションとして設置場所測定を許容する方向で、規定を盛り込む検討が進められている。

D. 振幅確率分布(APD)の1GH超放射妨害波測定への適用

APDは時間波形の包絡線がある閾値を超える時間率によりその特性を表すもので、デジタル無線通信の符号誤り率(BER)との相関性が高い妨害波測定が可能と言われている。

我が国からA小委員会に提案を行い、平成 18 年に CISPR 16-1-1 に採用された後、CISPR 11 において電子レンジの放射妨害波測定で活用されている。

CISPR 32 ではピーク検波による 1 GHz 超の放射妨害波測定において、高電圧放電現象に伴うインパルス性エミッションは適用除外としている。これは離散的で発生頻度が低く、無線通信に影響を及ぼしにくいとの理由によるものであるが、第 3 版で APD 測定法と許容値が採用されると、こうした発生頻度の低いインパルス性エミッションも定量的に評価が可能となる。

本課題は我が国のエキスパートメンバが実験的に有効性を確認するとともに、APD を用いた許容値の設定法や適合判定ツリーを提案し議論を主導してきた。CISPR/I/655/CD では我が国から提案した許容値案などが採用されており、引き続き第 3 版への反映を進めて行く。

E. 自由空間屋外試験場を用いた 1 GHz～6 GHz の放射妨害波測定法

CISPR 32 第 2.1 では、自由空間屋外試験場 (FSOATS) を用いた 1 GHz 超の放射妨害波測定において、受信アンテナのビーム幅 (受信感度が 3 dB 減衰する方位角の幅) や EUT の高さ方向の大きさによらず、受信アンテナ高を 1 m～4 m の範囲で走査することが要求されている。(但し、受信アンテナ高に応じて向きを EUT の方向に正対させるアンテナチルトは行わない。)

本件及び測定法の変更に伴う 1 GHz～3 GHz の放射妨害波許容値の見直しに対して、技術的な検討が不十分である、基本規格 (CISPR 16-2-3) と不整合であるといった理由で、我が国やドイツ等 4 か国が反対投票を行ったが、賛成多数で FDIS が可決され第 2.1 版に盛り込まれた。

許容値の見直しに関しては、2022 年 2 月に行われた MT7-Web 会議において、許容値見直しの正当性を示した文書 (CISPR/I/646/INF) の内容確認と、当該文書の廃止について議論された。結果として INF 文書の廃止は却下され、CISPR/I/655/CD では INF 文書がそのまま情動的付則として盛り込まれている。

一方、測定法の変更に 대해서는、前記のように基本規格と不整合であるといった課題が残っており、CISPR/I/655/CD に対する各国コメントでも、この課題の解決に言及しているものがあることから (日本、カナダ、ドイツ他)、サンフランシスコ会議において対応が議論されると考えられる。

(イ) 対処方針

A. WPT を使用するマルチメディア機器の許容値と測定法

CISPR/I/655/CD に記載されている許容値案は市中製品の実力値と比較して大幅に厳しい値であり、かつ汎用 WPT 機器向けの許容値 (CISPR 11) や家電用 WPT 機能向け許容値 (CISPR 14-1) と異なる。また、許容値の算定に CISPR 16-4-4 のモデルが使用されているが、当該モデルの使用に関しては H 小委員会で議論中である。こうしたことから、許容値は暫定値とすること等を提案する。

合わせて ITU-R に従って運用される無線機器からの意図放射とその高調波を適用除外とする旨が Scope に明記されているが、WPT に関しては ITU-R の勧告に使用する周波数が記載されているのみで、不要輻射に関する要求が無いため、適用除外としないことを提案する。その他、許容値算定に当たっての保護距離の統一、150 kHz 以下の有線ネットワークポート許容値を将来課題として検討するようコメントするなど、他の規格との整合性や技術的側面での妥当性が担保された規定となるよう提案等を行って行く。

B. 放射妨害波測定における供試装置 (EUT) 電源ケーブルの終端条件設定

我が国が主導して規格化を進めてきている内容であり、引き続き JAHG6 も含めて主体的に寄与していく。CISPR 16-1-4 の3回目の CD 文書に対する各国コメントを反映し CDV 文書の発行を推進する。その際、CISPR 16-2-3 の改定後に CISPR 32 で採用する方向性について、改めて各国と意識統一を図りつつ検討を進める。

C. 設置場所測定法と許容値

マルチメディア機器の分野において設置場所測定法に関する規定は必要なものであるとの基本的な考え方にに基づき、CISPR TR 16-2-5 を引用規格に追加することに合意する、設置場所測定法の適用はテストサイトでの試験ができない項目に限定する注記を追加するなど、設置場所測定法が適切に運用されるようコメントしていく。

D. 振幅確率分布 (APD) の 1 GHz 超放射妨害波測定への適用

APD の有効性に関しては、これまでの寄与文書や議論を通じて概ね各国メンバの理解が得られているが、CISPR/I/655/CD に対する各国コメントに APD に関するものが含まれていることから、引き続き我が国が議論を主導し、CISPR 32 第 3 版への反映を図っていく。

E. 自由空間屋外試験場を用いた 1 GHz~6 GHz の放射妨害波測定法

測定法が基本規格と不整合である点は我が国も指摘しており、測定法の変更は良好な電磁環境の維持に大きく影響する事項であることから、引き続き本件の動向に注視し適切な対応をとっていく。

イ CISPR 35 「マルチメディア機器の電磁両立性—イミュニティ要求事項—」の改定

(7) 審議状況

令和元年 10 月に開催された SC-I/MT8 上海会議において、CISPR 35 第 2 版の発行に向けた 2 回目の CD 文書に対する各国コメントと対応について議論が行われた。

その結果、アンテナポート雷サージ試験に関する要件の追加は、IEC/SC77B が検討を行わないとの見解を示したため、CISPR 35 第 2 版の検討課題から削除することとなった。その他、critical stored data に関する記述の修正を行った一方、無線機能の直接試験に関する新たな付則、VoIP 電話機に対する要件の旧規格 CISPR 24 との整合等、時間切れのため十分な議論が行われなかった課題もあったが、投票用委員会原案 (CDV) の草案をコー・コンビーナが準備し、MT8 メンバの意見を反映した後に各国 NC に回付することが決定した。令和 2 年 3 月に CDV 文書が回付され我が国は技術的コメント付きで反対投票を行い、投票の結果、反対投票が規定を上回り否決された。

CDV 文書の否決後、MT8-Web 会議が複数回開催され、CDV 文書に対する各国コメントや上記課題への対応について議論が行われている。主な論点と概要は以下の通りである。

A. 直接機能と間接機能及び試験方法の明確化

供試装置の機能には直接機能と間接機能があり、直接機能は妨害波耐性試験中にそのパフォーマンスを直接モニタして性能判定を行い、間接機能は直接機能のモニタを通じて性能判定を行うとしている。CDV 文書では直接機能と間接機能の様々な例を掲載したが、多様な事例がかえって混乱を招いたことから、現在、直接機能と間接機能の区別を無くし、複数の機能が独立して試験できない場合は、最も厳しい性能判定基準ではなく、(直接機能、間接機能) どちらかの性能判定基準で評価できるとする方向で、本文中にフローチャートの導入および例示を記載する検討が進められている。

本件はまだ課題として残っており、サンフランシスコ会議で継続議論される予定である。

B. 無線機能の試験法に関する付則（付則 I）の追加

欧州電気通信標準化機構（ETSI）の欧州規格（EN）、ETSI EN 301 489 シリーズをベースに試験法が提案されている。具体的には、連続性無線周波電磁界試験について、適用を除外する周波数を定義し、試験を適用する周波数については、5%を超える伝送レートの劣化や追加のフレームエラーが無いことを要求している。

令和 4 年 2 月に開催された MT8-Web 会議において、付則 I に関する課題について実験的に検証した結果を我が国から報告するとともに、パケット損率（PER）による性能判定は全ての無線機器に必須ではなく、主機能である音声の性能判定とは切り離すこと、希望信号と対向装置のアンテナの距離により PER の結果が異なるため、対向装置のアンテナの位置を試験報告書に記録する必要があること、5%の伝送レートの劣化は通信方式によって（例えば 10 Gbase-T の場合）は適合が困難であることなどを説明した。これらの内容の一部が受け入れられ、現在の CDV 文書案では、付則 I の試験配置図の見直し、10 Gbase-T の場合過渡的なトラヒックの変化は性能判定において無視できるといった文言の追加等が行われている。

C. 参照する基本規格のエディションの違いによる影響

CISPR 35 では妨害波耐性試験法の基本規格として IEC の 61000 シリーズを参照している。参照する基本規格は CISPR 35 が発行される時点で最も新しい版数のものであるが、サージ耐性試験と連続性誘導無線周波耐性試験に関して、最新の版数と CISPR 35 第 1 版で参照している版数で技術的内容の変更が行われており、CISPR 35 第 2 版で最新の版数を参照した場合に、大きな影響があることが確認されている。

サージ耐性試験に関しては IEC 61000-4-5 を参照するが、最新の版数（2014 年版）と CISPR 35 第 1 版で参照されている版数（2008 年版）では、サージ波形発生器の波形の校正方法が異なっている。そのため、2014 年版のみを参照すると、サージ波形発生器を新たに購入し直す必要があるといった影響が生じる。また、新しい校正方法による波形を用いた場合の試験結果に与える影響も不明確である。こうしたことから、MT8 より IEC 61000-4-5 を所掌する IEC/SC77B に検討を要請するリエゾン文書を送ったが対応してもらうことができなかった。そのため、I 小委員会において継続検討することとなったが、サージ耐性試験に関しては直流電源ポートの試験法、LAN ポートの試験法、屋内通信ポートの試験法など課題が多く、第 2 版ではなく次の版に向けた課題として継続検討していくこととなった。

連続性誘導無線周波耐性試験に関しては IEC 61000-4-6 を参照するが、最新の版数（2013 年版）と CISPR 35 第 1 版が参照している版数（2008 年版）では、試験に用いる EM クランプとクランプの校正に用いるジグの仕様に関する規定に差分がある。具体的にはクランプの長さ、クランプ開口部の基準大地面からの高さ、校正ジグ内の金属ロッド（ケーブルを模擬したもの）の太さなどの仕様が 2013 年版で追加されている。こうした違いによる試験結果への影響について我が国が検証した結果、特に校正ジグの仕様の違いが大きく影響することが確認され、令和 3 年 12 月の MT8-Web 会議で報告した。この内容が支持され、現在の CDV 文書案では 2013 年版が参照されている。

D. 4%ステップサイズ試験の適用性

従来、大規模通信装置など、装置の一連の動作にかかる時間が長い EUT を対象として、連続性無線周波耐性試験において試験レベルを 2 倍にし、かつ周波数ステップを 4%とする試験方法が認められている。これは試験時間の短縮を目的としたもので、上記の試験で耐性が弱い周波数範囲を見つけ、その範囲内で 1%ステップの試験を行うことで要求条件への適合性を評価する。

この試験法は我が国が提案し旧規格 CISPR 24 で採用された。その後 CISPR 35 発行に際して不要論が提起された際も、我が国から有効性の根拠データを示すなどの対応を行い、

CISPR 35 第 1 版にも盛り込まれた。しかし、4%ステップ試験は 400 MHz 以下では有効であるが、それ以上の周波数では有効性が不明であるといった論文が IEEE EMC Symposium で発表されたことを受けて、CISPR 35 第 2 版の検討において必要性を含めて再度検討が行われることとなった。

本件は、2021 年 11 月以降に開催された MT8-Web 会議で議論が行われておらず、今回のサンフランシスコ会議において、検討状況の確認や対応等について議論が行われると想定される。

(イ) 対処方針

A. 直接機能と間接機能及び試験方法の明確化

直接機能と間接機能の区別を無くし、複数の機能が独立して試験できない場合は、最も厳しい性能判定基準ではなく、(直接機能もしくは間接機能) どちらかの性能判定基準で評価できるとする修正には基本的に賛成の立場で対応する。合わせて、以前より我が国からコメントしている以下の内容について反映を図っていく。

- ・ 関連する機能には EUT の対向装置の機能も含むことができる旨を明記する。
- ・ ファクシミリの性能判定に適用できる付則に付則 B (プリント機能) を追加する。
- ・ 映像評価のための画像には通常音声が含まれているので、性能判定基準 に付則 G (オーディオ出力機能) を追加する。

B. 無線機能の試験法に関する付則 (付則 I) の追加

サンフランシスコ会議において、付則 I や関連する規定に追加の修正等があった場合は、その内容を確認し必要に応じて対応する。また、我が国からの提案が反映された部分について、確実に第 2 版に盛り込まれるよう対応していく。

C. 参照する基本規格のエディションの違いによる影響

サージ耐性試験の基本規格 (IEC 61000-4-5) に関しては、MT8-Web 会議に関係者が不在であったため継続検討となっている。引き続き DC 文書の内容を確認するなど、状況をみて対処していく。

D. 4%ステップサイズ試験の適用性

周波数 1 GHz 以下の試験に関しては、従来どおり 4%ステップサイズの試験の適用を求めていく。一方、1 GHz 以上の試験に関しては、有効性の検討を行うよう提案していく。いずれに関しても、根拠データの取得が要請された場合は、積極的に対応していく。

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申 (案) を取りまとめた。

別添

諮問第3号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項2から3に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

＜6における対処方針の結論部分のみ記載＞

3 各小委員会における対処方針

(1) A小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(2) B小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(3) D小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(4) F小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

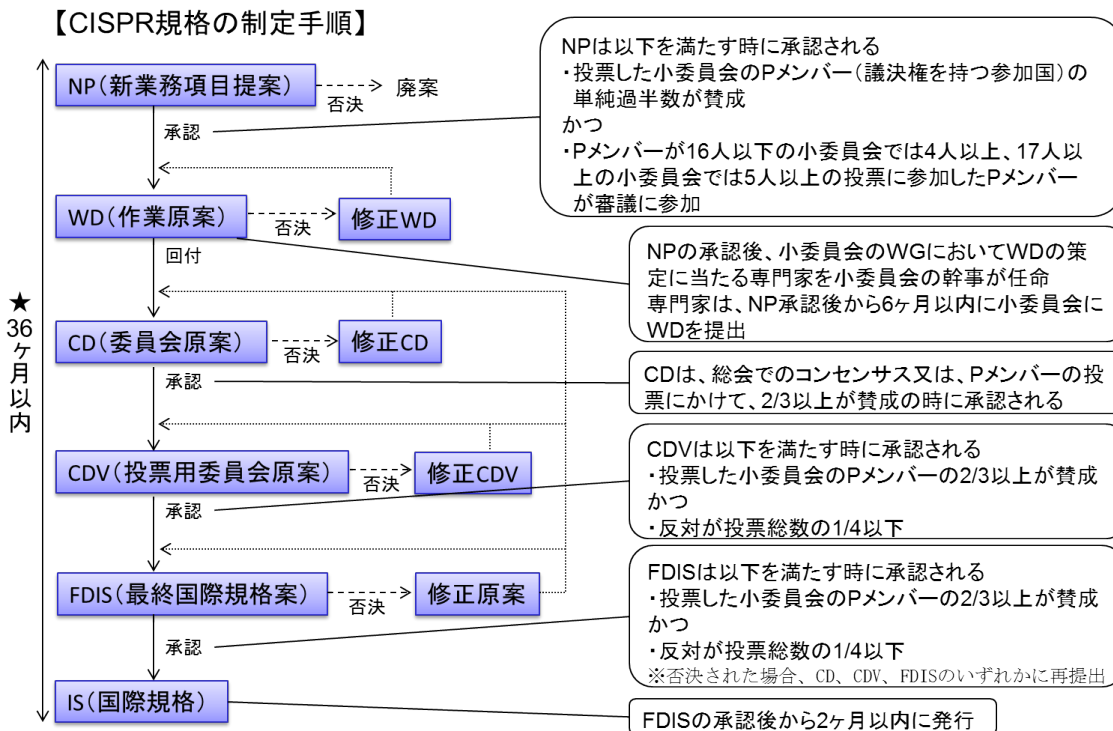
(5) H小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(6) I小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

CISPR 規格の制定手順



- NP : 新業務項目提案 (New Work Item Proposal)
- WD : 作業原案 (Working Draft)
- DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
- CD : 委員会原案 (Committee Draft)
- CDV : 投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)
- FDIS : 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)
- IS : 国際規格 (International Standard)
- ISH : 解釈票 (Interpretation Sheet)
- DTR : 技術報告書案 (Draft Technical Report)
- TR : 技術報告書 (Technical Report)
- PAS : 公開仕様書 (Publicly Available Specification)
- AC : 事務連絡文書 (Administrative Circular)
- Q : 質問票 (Questionnaire)